

長岡市 特例入所者の取扱いについて

平成 27 年 4 月 1 日

平成 30 年 2 月 16 日一部改正

1 入所申込み時における長岡市（保険者）への報告と意見照会

(1) 施設は、要介護 1 又は要介護 2 の方から入所申込みがあった場合には、入所申込者に対し、特例入所の内容について丁寧に説明した上で、特例入所の要件に該当する者かどうかの判断を施設として行うこと。該当する者と判断した場合は、特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを入所申込書等に記載してもらうこと。

(※申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合は、施設が入所申込みを受け付けない取扱いは認められない。)

(2) 施設は、入所が必要と判断した要介護 1 及び要介護 2 の方から入所申込みを受けた場合、以下の書類を添えて長岡市（保険者）に報告するとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するかどうかについて意見を求めること。

ただし、入所申込者が「家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。」と認められる場合で、長岡市が既に虐待事例として判断しているもの（注 1）は、報告のみを行い、意見照会は不要とする。

【入所申込時の必要書類】：虐待以外の理由によるもの

- ① 特例入所者についての意見照会書（入所申込時）[長岡市様式]
- ② 入所申込書[各施設の様式]
- ③ 介護支援専門員意見書等[各施設の様式]
- ④ 特例入所が必要と判断する理由を詳しく記載したもの[任意様式]

【入所申込時の報告書類】：虐待によるもの

- ・虐待による特例入所者の報告書[長岡市様式]

(3) 長岡市（保険者）は、(2) の意見照会に対し、施設からの上記報告を受け、保険者としての意見を文書で回答する。

【特例入所対象者と認められる者】

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2 特例入所対象者の入所決定時における長岡市（保険者）への再照会

- (1) 施設は、要介護1及び要介護2の者の入所を決定する際には、入所判定を行う前に、改めて長岡市（保険者）へ特例入所対象者と認められるか否かについて意見を求めること。（※平成27年4月1日以降に要介護3以上で入所した者が、更新認定等で要介護2以下になった場合に、継続入所が必要と判断する場合にも意見照会が必要。）

以下の場合に改めて、1(2)における必要書類②～④を提出すること。

- (ア) 入所申込みが平成27年3月以前の者であって、申込み時に長岡市（保険者）への報告を行っていない者。
- (イ) 入所申込み時から、特例入所対象者と認められる理由が大きく変化した者（※必要書類④に施設側がその状況を付記すること。）

ただし、入所決定者が「家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。」と認められる場合で、長岡市が既に虐待事例として判断しているもの（注1）は、報告のみを行い、意見照会は不要とする。

【入所決定時の必要書類】：虐待以外の理由によるもの

- ① 特例入所者についての意見照会書（入所決定時）[長岡市様式]
※以下は上記（ア）又は（イ）に該当する場合に添付
- ② 入所申込書[各施設の様式]
- ③ 介護支援専門員意見書等[各施設の様式]
- ④ 特例入所が必要と判断する理由を詳しく記載したもの[任意様式]

【入所決定時の報告書類】：虐待によるもの

- ・虐待による特例入所者の報告書[長岡市様式]

- (2) 長岡市（保険者）は、(1)の意見照会に対し、保険者としての意見を文書で回答をする。
- (3) 施設は、入所検討委員会において、(2)の回答を踏まえ、入所についての判断を行うとともに、入所を決定した場合は特例入所者として長岡市（保険者）へ報告すること。
※報告は任意様式による文書で行う。

3 その他

- (1) 市外からの入所申込者の特例入所対象者の判断にあたっては、入所申込者の保険者の取扱いに従うこと。
- (2) 入所申込者が入院等により認定期限切れや申請中の場合、虐待等により明らかに施設入所を要する状態だが認定未申請の場合等、認定結果を待たずに入所申込みをする必要がある場合は、特例入所対象者と同様の取扱いを行うこととする。(ただし、これらの者が入所決定時に要介護3以上の認定を受けている場合は、特例入所対象者とはしないため意見照会は不要。)

注1：長岡市が既に虐待事例として判断しているもの

長岡市（担当：長寿はつらつ課）が虐待事例と判断している場合で、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）を行うもの、もしくは同等な保護のための入所が必要と長岡市（担当：長寿はつらつ課）が判断したもの。

担当：介護保険課 給付係
〒940-8501
長岡市大手通1丁目4番地10
電話：(0258) 39-2245

※特例入所関係書類には、個人情報が含まれるため、ファックス、Eメールでの提出は御遠慮ください。